

2014年10月31日  
日 本 銀 行

指数連動型上場投資信託受益権等買入等の実施に関する  
財務大臣および金融庁長官への認可申請について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、指数連動型上場投資信託受益権等買入等の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙1および別紙2のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

別紙1

(財務大臣宛認可申請書)

政第 号

平成26年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成26年10月31日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可、平成23年3月15日付財理第1162号・金総第1060号認可、平成23年8月5日付財理第3654号・金総第3373号認可、平成24年5月1日付財理第2139号・金総第1908号認可、平成24年10月31日付財理第5113号・金総第4773号認可および平成25年4月5日付財理第1723号・金総第1354号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ±3兆円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 300900億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。また、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 号

平成26年 月 日

金融庁長官 細溝 清史 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成26年10月31日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成22年10月28日付財理第4641号・金総第3907号認可、平成23年3月15日付財理第1162号・金総第1060号認可、平成23年8月5日付財理第3654号・金総第3373号認可、平成24年5月1日付財理第2139号・金総第1908号認可、平成24年10月31日付財理第5113号・金総第4773号認可および平成25年4月5日付財理第1723号・金総第1354号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

(1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ±3兆円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 300900億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。また、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

(3) 略（不変）